

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成26年6月27日 午前9時58分～午後1時26分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	江口 是彦	委員	井上 勝博
副委員長	中島 由美子	委員	新原 春二
委員	瀬尾 和敬	委員	今塩屋 裕一
委員	永山 伸一		

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田 修一	介護指導グループ長	白江 剛
市民課長	榊 順一	介護給付グループ長	上 蘭 哲也
環境課長	内田 泰二	保護課長	小原 雅彦
川内クリーンセンター所長	若松 幸記	子育て支援課長	知識 伸一
市民健康課長	宍野 克己	課長代理	西田 光寛
保険年金課長	中村 真		
主幹兼国保グループ長	前田 隆盛	財政課長	今井 功司
主幹兼高齢者医療グループ長	山元 茂	税務課長	山口 秀昭
障害・社会福祉課長	徳留 真理子	収納課長	枇杷 繁
高齢・介護福祉課長	橋口 浩文		

○事務局職員

議事調査課長	道場 益男	議事グループ員	柳 裕子
主 幹	久米 道秋		

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
(所管事務調査)	市 民 課
議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第64号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
(所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
(所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
(所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
(所管事務調査)	保 護 課
(所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

ここで協議会に切り替えて、職員の紹介をお願いいたします。

~~~~~

午前 9時59分休憩

~~~~~

午前10時 開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで本会議に戻します。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦）それでは、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）まず、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、一般会計の補正予算について説明をさせていただきます。

まず、歳出でございます。予算に関する説明書の18ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目環境衛生費は、この後歳入で説明いたします寄附金10万円を受け入れたことによります財源調整でございます。

次に、歳入を説明いたします。

説明書の13ページをお開きください。

18款寄附金、1項寄附金、3目衛生費寄附金、1節衛生費寄附金の10万円は、トヨタ自動車の

アクアソーシャルフェス事務局から、5月10日に蘭牟田池で開催されましたベッコウトンボ観覧会蘭牟田池ボランティアクリーン作戦への寄附でございます。

寄附団体のアクアソーシャルフェス事務局は、水をテーマにした地域の自然保護活動に対して、全国の愛好会等に支援をしている団体でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（江口是彦）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで、議案第62号に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、環境課にかかります所管事務の説明をいたします。

市民福祉委員会資料の1ページをお開きください。

薩摩川内市環境基本計画（第2期）策定について説明いたします。

策定の目的でございますけれども、平成19年9月に策定しました環境基本計画の計画期間が平成26年度で終了することから、今後10年間の第2期環境基本計画を策定するものでございます。

策定作業につきましては、昨年度から取りかかっておりまして、現状調査、アンケート調査、施策の進捗状況調査を行っております。

3の現状調査では、平均気温が上昇傾向にあるなどの結果が出ております。また、（2）のアンケート調査は、市民、事業者、中学2年生を対象とした調査を行っております。環境問題等に関する集計結果、②でございますけれども、こちらのほうにつきましては記載のとおりでございます。

次に、あけていただきまして、2ページの（3）の進捗状況調査結果につきましては、①におきましては、生活騒音等によるトラブルや外来

生物の駆除対策手段、高齢化による環境美化活動への影響等の課題等が判明しております。

4の今後のスケジュールといたしましては、調査結果の分析を踏まえながら、8月末ごろまでに基本計画の案を作成し、その後、庁内検討会など、またパブリックコメントを経て環境審議会で審議していただき、年度内に計画決定と考えております。

この間、9月議会、12月議会と参りますので、その都度また進捗状況等の説明をさせていただきたいと考えております。

次に、3ページの土壌汚染対策法に基づく区域指定の解除についてでございます。

中段になります。2の本市における区域指定でありますけれども、小倉町の一部の区域が水銀等により土壌汚染されていたといたしまして、昨年9月に要措置区域と形質変更時要届出区域に指定されておりましたが、土壌汚染の除去が講じられたことに伴い、区域指定が6月6日付の鹿児島県告示により解除されております。

以上が、土壌汚染対策の区域指定の解除でございます。

次に、あけていただきまして、ここから川内クリーンセンター、葬斎場、それと下甕環境センターの長寿命化計画の策定の説明をさせていただきますけれども、この3件につきましては、昨年度、それぞれの施設の長寿命化計画を業務委託により策定しております、その結果を踏まえたものを報告させていただくものでございます。

まず、1番目、4ページの川内クリーンセンター長寿命化計画の策定についてでございます。

計画策定の目的は、稼働後20年を迎えるため、今後の方向性を検討するものでございます。

2の延命化の目標の寿命予測では、今後も、日常の適正な運転管理と定期点検整備により、10年は運転可能とのことでございました。しかし、その後の更新等が不可欠な状況のために、基幹的設備改良による目標年度を平成51年と定め、

(3)にございますとおり、延命化した場合と新たに施設を新設した場合の経費の比較を行ったところ、この3にありますとおり、新設より延命化を図ったほうが有利であるという結果が出ております。延命化に当たっての財源といたしましては、合併特例債や国の循環型社会形成推進交付金の活用を考えております。

それと、4の計画のまとめといたしましては、ごみ減量化や資源化を進めることで、後々の維持管理費経費も削減可能になるとまとめてございます。

5ページになりますけれども、5の基幹的設備改良事業の概要につきましては、ここに記載してあるところを重点的に取りかえをしていくというようなことでございますので、後ほどお目通しください。

それと、6番目の今後のスケジュールでございますけれども、今年度は、どのような手法による運営が最適であるかを調査するPFI可能性調査を実施し、平成26年度以降、業者選定や契約締結の内容について検討を進める基幹的設備改良事業アドバイザー支援事業というのを行っていく予定としております。そして、事業を平成28年から平成31年にかけて実施し、平成31年度から委託をする予定としております。

次に、あけていただきまして、6ページでございます。6ページの葬斎場、本市に4施設ございますけれども、の長寿命化計画の策定についてでございます。

施設の現状につきましては、ここに記載のとおり、稼働年数が29年、31年、36年、24年と大体30年前後が経過している状況でございます。

策定の目的といたしましては、通常の点検補修による施設の延命化を図りたいということと、甕島の3施設については集約を検討することとしております。

3の延命化の目標年度を平成45年度とした場合、いずれの施設においても新設するよりも通常の点検補修による施設の延命化のほうが有利であるという結果が出ております。

隣になりますけれども、4のまとめといたしましては、甕島の施設につきましては、延命化を図りつつ、架橋の開通を見据えた施設の集約について検討が必要であるというふうにまとめてございます。

次に、8ページをお開きください。

下甕環境センター長寿命化計画の策定についてでございます。

施設の現状といたしましては、稼働後21年が経過しており、老朽化が進むとともに、処理量自体が減少している状況でございます。

2の計画策定の目的としましては、通常の点検補修による施設の延命化を図りたいということと、それと処理量が減少していることから、島外搬出も検討することとしております。

3の延命化の目標でございますけれども、目標年度を平成39年度とした場合、こちらでも新設するよりも通常の点検補修による施設の延命化のほうが有利であるという結果が出ておりますけれども、表の右端にもありますとおり、島外搬出は更に有利ということとなっております。

4の計画のまとめといたしましては、延命化を図りながら架橋の開通を見据え、上甌地域も含めた島外搬出について検討する必要があるとまとめてございます。

次に、9ページ、最後でございます。

川内汚泥再生処理センター炭化製品の名称についてでございます。

本年、広報薩摩川内で炭化製品の名称を募集いたしましたして、51点の応募がございました。この中から、川内汚泥再生処理センター運営協議会の場におきまして名称を選定していただき、ここに書いてございますとおり、「菜生（さいせい）くん」という名称が最優秀賞になっております。

それと、炭化製品は広く今後も活用していただくために、配布の際の肥料袋に名称等を印刷してPRをしていきたいと考えております。

以上で、環境課の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま、当局から6項目の説明がありましたが、これより質疑に入ります。一括質疑を受けたいと思いますので、質問する項目を指定の上、御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** クリーンセンターのことなんですが、延命化した場合、新設した場合の比較がされているんですが、このDBO方式等による可能性調査という問題については、これは、これからそのDBO方式をとった場合に経費がどれだけかかるかという比較とか、そういうのもするわけですか。

**○環境課長（内田泰二）** DBO方式に限らず、今後、この事業、アドバイザリー支援事業の中で、どういった方法で進めるかというのも検討してまいります。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑はありませ

んか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時16分休憩

~~~~~

午前10時17分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦） 本会議に戻します。

△市民課の審査

○委員長（江口是彦） 市民課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（榊 順一） それでは、所管事務調査の報告を申し上げます。

委員会資料は10ページ目をお開きください。

薩摩川内市人権教育啓発基本計画を策定いたしましたので、その概要等について御説明を申し上げます。

策定の日は、平成26年6月1日となっております。策定の目的は、平成12年12月6日に施行されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律における地方公共団体の責務を踏まえ、一人一人の市民が明るく豊かな生活を営むことができることを目的としており、人権施策の総合的な展開の方向と普遍的に人権にかかわる課題及び特に重要な課題とされる施策分野についての指針を明らかにするものでございます。

次に、3番目の基本計画の概要について説明いたします。

この基本計画は五つの章で構成され、第1章に基本計画策定の背景、第2章に人権施策推進の目標と考え方、第3章にあらゆる場を通じた人権教育啓発の推進、第4章には女性、子どもなどに係る重要課題への対応について記述をしております。第5章は、計画の推進についての記述となっております。

次に、4番目、基本計画の推進方法について説

明いたします。

推進組織や庁内での推進体制につきましては、庁内に市民福祉部を所管する副市長を会長にし、部長等で構成した推進会議及び関係課長等で構成した幹事会を設置し、関係課による実施計画づくり、取り組み、実施状況の振り返り、取りまとめ等を行うこととしております。

計画の推進状況につきましては、人権対策事業審議会での会議の中で報告等を行い、審議、調査していただくものとしてございます。

基本計画の内容につきましては、委員会資料の11ページ目から概要版として添付してございますので、概略説明を申し上げます。

まず、11ページでございますが、第1章基本計画策定の背景では、国連など国際的動向、鹿児島県内における人権宣言に関する決議の状況、県の基本計画の策定経緯や本市の取り組みなど、基本計画策定に係る動きを記述しております。

第2章人権施策推進の目標と考え方では、計画の策定の位置づけと目的、計画の期間、基本理念、基本的な考え方と姿勢を示しております。

基本理念は、全ての人が人権を共有し、全ての人が、人権が尊重される平和で豊かな明るい地域社会の実現をうたっております。

資料は12ページになりますが、人権を尊重する意識の向上、個人の尊厳の確保とお互いの価値観を認め合う共生の心を育む、そして、相互連携による効果的な人権教育啓発の推進という三つの柱を定め、それを推進姿勢としております。

この体系図を示してありますけれども、右下に推進体制というくくりがございますが、ここに推進本部の設置というふうに記載いたしましたけれども、推進会議等の設置の誤りでございます。修正方をよろしくお願いいたします。

12ページの下第3章でございます。

あらゆる場を通じた人権教育啓発の推進では、家庭、地域、学校、職場、行政における推進の必要性等を記述し、それぞれの現状と課題及び取り組みの方向について示しております。

13ページ下段、第4章重要課題への対応では、女性差別、児童虐待、障害者への偏見など、さまざまな人権課題について、人権尊重の視点を大切にした行政の推進や市民の人権意識の高揚を目指すべく、重要課題ごとに問題の現状、課題や解決に向けた取り組みの方向について示しております。

資料は15ページ、下段をお開きください。

第5章計画の推進では、国、県、関係行政機関、地域団体、企業等との連携、情報交換により、あらゆる場、あらゆる機会、あらゆる組織を通じた広範な取り組み、また、時代の要請やニーズに合った施策実施とする基本姿勢、推進体制を示したものでございます。

資料は16ページのほうになりますけれども、この基本計画につきましては、適切な進行管理と必要に応じ見直しを行っていくものとしてございます。

以上、薩摩川内市人権教育啓発基本計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

職員紹介のために、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時24分休憩

~~~~~

午前10時25分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで、本会議に戻します。

△市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）市民健康課の審査に入ります。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（江口是彦）審査を一時中止しておりました議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）それでは、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課の分について御説明を申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の18ページをらんいただきたいと思います。

4款1項1目保健衛生総務費で、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰入金702万1,000円を増額補正しております。これは、特別会計の歳出の増額補正に対応するものでございます。

以上で、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算、市民健康課分に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（江口是彦）** 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第64号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

**○委員長（江口是彦）** 次に、議案第64号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○市民健康課長（宍野克己）** 議案第64号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算について、説明を申し上げます。

歳出から説明いたしますので、予算書、予算に関する説明書の50ページと併せまして、平成26年度第1回補正予算の概要の9ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目医療用機械器具費で3,510万円の増額補正をお願いしております。

補正予算の概要の9ページのほうでございますが、これは里診療所における歯科ユニット及び上顎診療所における人工呼吸器並びに手打診療所における全身用X線CT装置、それと血液分析システムなどの医療機器整備について増額をするものでございます。

少し内訳を申し上げますと、里診療所の歯科ユニットにつきましては、購入後16年を経過しており、毎年部品が必要となることなど不具合が生じ、予約業務に支障を来しているということ。それから上顎診療所の人工呼吸器は新たに購入するものでございますが、今まで入院患者用の人工呼吸器は設置されておらず、酸素吸入や救急患者用のものを兼用しておりまして、早急に病棟にも設置する必要があります。

最後に、手打診療所の全身X線CT装置につきましては、平成18年2月に購入し、既に耐用年数の6年を経過し、最近故障も多く、診療に支障を来しているものでございます。

最後ですが、血液分析システムにつきましては、平成11年に購入したものを更新しようとするもので、既に耐用年数を大幅に経過しており、現在、代替器を借りて検査しているところであります。

なお、財源につきましては、県の補助金、特定ふるさとおこし推進事業、補助率80%により整備するものでございます。

続きまして、歳入の内容について御説明を申し上げます。

前に戻っていただき、予算に関する説明書の48ページをごらんいただきたいと思います。

4款1項1目施設整備費補助金は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で補助率、先ほど申しましたとおり80%でございまして、医療機器整備に充当するものであります。

次の49ページをごらんいただきたいと思います。

7款1項1目一般会計繰入金で、医療機器整備に係る市の負担、残りの20%でございまして、一般会計から繰り入れを増額するものでございます。

なお、当初予算で計上せず、6月補正となった理由は、本会議でも説明があったとおり、県の特定ふるさとおこし推進事業補助金を活用するもの

で、本年1月の新設であり、決定が当初予算の編成時に間に合わなかったことから、今回、補正でお願いしようとするものでございます。

以上で、議案第64号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）ごめんなさい。今回、特定離島の補助金使って、医療機器を整備するという事で、これは了解します。

それで、それぞれの診療所にさまざまな医療機器があると思うんですが、今しがた出ましたように、それぞれ耐用年数があるわけですね、医療機器の。そういった部分の把握、いわゆる今後のこういった医療機器が、車の更新と一緒に、医療機器も更新していかにやいかんという、そういう状況の把握と今後の整備計画、何年度にどれくらいの医療機器を整備していくという計画等はお持ちなんですか、そこら辺お示してください。

○市民健康課長（宍野克己）一応、整備計画というものはつくっております。総合計画の中に若干計上したり、それから補助金の性質、それから国保調整交付金など3年以上使えないものとかいうものを組み合わせて、それぞれ必要な各診療所の機器につきましては、聞き取りを毎年行いまして、それぞれ計画をつくって順次行っているところでございます。

なお、平成25年度につきましても4,000万円ほど、平成26年度も国保調整交付金などを入れまして4,000万円ほどなんですが、大体同じくらいのペースで行っているところでございます。

なお、平成27年度につきましては、今のところ1,200万円ほどということでございますが、そういった状況で、単発でやるんじゃなくて、計画的にはやっているということでございます。よろしく願います。

○委員（永山伸一）今ありましたように、きちんとした年次の計画を立てて、医療機器の整備を図っていただきたいというふうに意見として申し上げておきます。

併せてもう一件、皆さん触れたくはないんでしょうけども、先日の事件ですね。やはり管理を徹

底するということなんですが、これまでも管理を徹底してたのに職員がそういうことを、やっぱりやるということ。それはあっちゃなんことなんですけども、それがあったわけですから、今後のそういった予防対策、そこら辺、もう一回、今どいういう体制なのか、部長でもいいですから願います。

○委員長（江口是彦）これは、後で所管事務調査のところで部長が説明をしたいということでありましたので、後ほど説明をお願いします。

○委員（永山伸一）それでいいです。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △所管事務調査

○委員長（江口是彦）次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）委員会資料の25ページでございます。

成人用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種化についてでございます。

ちょっと読み上げますが、平成26年10月から任意予防接種であった成人用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となる予定でございます。今回は間に合いませんが、9月に補正をお願いしたいということで、今回、資料を提出したところでございます。

肺炎は死亡順位の第3位ということで、特に高齢者において高い死亡率であり、このうちの4分の1から3分の1が肺炎球菌で亡くなるというふうに考えられております。肺炎球菌には多くの型



が、90種類以上ということで書いてございますが、このワクチンは23種類の型に効果があると。ちょっと少ないようでございますが、この23種類で全体の85%以上カバーすると言われておりますので、そういうことになっております。対象者でございますが、65歳の者、それと60歳以上の者で心臓、腎臓等の機能の障害がある方が基本でございます。

ただ、今回、初回ということで、2番目の(2)の70歳、75歳、5歳刻みで、100歳以上については全員ということで、5年間、平成30年度までの経過ということで、5年間行えば全体に行き届くというような制度設計になっております。

財源につきましては、地方交付税で接種費用の3割を見ると見込まれております。また、接種回数につきましては1回ということで、既に注射を受けた方については対象外ということでございますが、0.5ミリリットルを筋肉内または皮下に注射ということになっております。

平成26年6月調査時点でございますが、今まで一部公費負担をしている市町ということで、離島は除きますが、以下に鹿児島市から書いてあるとおり5市町ありました。

今後、この交付税措置をするに当たって、どんな対応をされるかをお聞きしましたところ、鹿児島市、奄美市、姶良市につきましては、まだ未定ということ、それから出水市につきましては、3,000円の公費が5,000円ぐらいにアップを考えていると。それから、さつま町については、3,000円の据え置きを考えているというようなことでございました。

なお、1回の接種費用が8,000円程度ということでございますので、仮に公費を3,000円とした場合、5,000円ぐらいの個人負担が生じるということでございます。

併せせまして、その他でございますが、水ぼうそうワクチン予防接種も同時に定期予防接種となる予定でございます。対象は掲げてあるとおりでございますが、こちらについては、接種費は8,500円程度といわれておりますが、地方交付税で9割の補助が見込まれております。

これらのことから、今後、9月の補正をお願いするに当たって、公費を肺炎球菌につきましてはいくらにするか、近隣の市町等を勘案してお願い

したいと思っております。

それから、水ぼうそうにつきましては9割ですので、全額でもいいのかなというふうに、今のところは考えておりますが、この辺も他市町を見ながらお願いしたいと思っております。参考に、定期予防接種、それから任意予防接種のことが書いてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局から説明がありました。今の件について御質疑願います。御質疑ありませんか。よろしいですか。

○委員（永山伸一）9月に提案されてから変更が難しいでしょうから要望として。

私の一般質問でも言いましたように、非常に効果があるとされているワクチンです。他市町村並みの公費負担はすべきであろうと。で、鹿児島市が、やはりそういった部分を示しているのであれば、低い方に合わせずに、やっぱり公費負担も高い方にぜひ、どっかの党さんも多分そういうでしょうから、次回、ぜひ、そういうふうな意向で取り組んでいただきたいと要望しておきます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

ここで、協議会に切り替えて、先ほどの春田部長から説明の申し入れもありましたので、説明のほうをお願いします。

~~~~~

午前10時43分休憩

~~~~~

午前10時57分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで、本会議に戻します。

市民健康課に関して、皆さんのほうから、ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）先般、甑島のコミセンと議会との意見交換会がありました。そのときに、第4班のほうで西山地区に入ったんですけども、そこで2件ほどいろいろ要望がありましたので、お知らせをしておきます。

4班の会議の中では、もうそれぞれ担当課にお話をさせていただいたんですけども、公式の場

ということです、きょうは委員会のほうでも一回俎上に上げたいと思います。

一つは、西山地区のほうから議題の中で、診療所に遺体安置所をつくってほしいという要望がありまして、いろいろ聞き取りをしました。葬祭会社の関係で薩摩川内市、こういう本土地区は葬斎場がいろいろ面倒を見てくれて、遺体の引き取りから役所の手続まで全部一括してやってくれるので。我々認識はなかったんですけども、実際、西山地区に聞いてみたら、葬祭会社はあるんだけど、そうした遺体の引き取り等も含めて一切やっていないということから、診療所でお亡くなりになったときに診療所のほうから家族のほうに引き取りをしてほしいという、当然要望があるわけです。そしたら、家族がいるところは、車なり持ってるところはすぐ対処ができるんだけど、もう高齢化が進んで車もない、あるいはまた引き取りの家族、親族もないというところについては、どうしようもないと。隣近所の人が引き取りに行かざるを得ないという状況があるみたいです。そこで、そういう状況の中で、診療所に遺体安置所をつくって欲しくないかという要望であったわけです。

我々もいろいろ聞いたんですが、できればそれが一番いいんですけども。診療所に安置所というのは余りどうかということ、最終的には、診療所では明るくなるまで病室なりに置いてもらえないかという御相談であったものですから。そこら辺の診療所の状況もよくわからない中で即答はできなかったんですけども。そこ辺の状況をよく勘案をされて、診療所でどうしても引き取りができない部分について、明るくなるまで病室安置というのはできないのかという要望がありましたので、そこ辺を1件、見解と状況をお知らせいただきたい。

もう一つは、西山地区の診療所が10時から11時オープンだそうです。田舎ですから、老人が多いものですから、早く行ったら順番がとられんということで、朝8時、ひどいときに朝4時、5時に行って順番を待たれるんだそうです。もちろん診療所はあいてませんから、あるいはコミセンもあいてませんから、外に待っていざるを得ないという状況が、今、発生してるということで、診療所の開設時間よりも若干早くあけていただけないかという御相談でした。

ただ、診療所につきましては、オープンカウ

ターで直接待合室から事務所に飛び越えれば行けるという状況であるそうで、そういうことから時間にならないとあけられないという状況です。そこら辺を事務長なり、診療所の方が一人でも早く来られて8時ごろ診療所をあけてもらえないかという御相談でありましたので、そこ辺の要望も含めて、できるところは対処していただきたいということを思っていますが、見解があったらお知らせください。

○市民健康課長（矢野克己） この2件につきましては、以前お聞きしまして、早速、当該診療所に、どんな状況か聞いたところでございます。確かに、最初の質問の引き取りの件につきましては、亡くなられて、それなりのエンゼルケア等の処置をした後は、引き取ってもらいたいようなことを言っていたということでございましたが、そういった要望があるということで、引き取りができない方につきましては、明け方までは安置と申しますか、そういったことは対応したいということの回答を得ております。

ただ、この部屋の中というわけにはいかないものだから、ちょっと別室ということになりますということでした。

それから、もう一件の、早くあけてほしいという、この出張診療所の件だと思いますが、確かに早く来られるみたいです。で、今現在、聞いて見ましたら、事務長が11時から開くんですが、9時半には行って、一応、9時半なんです、開いて中で待っていただくようにはしてるんだけど、8時以前にとなれば、ちょっと時間外ということもありまして、その辺、そういった意見があるということは、また診療所にはお伝えして何らかに対応ができるか、そこ辺また検討していきたいと思っております。

○委員（新原春二） 早速、対処をしていただきありがとうございます。

それぞれ地域の状況はありますので、そういった安置所といいますか、そういうものは固定化をする必要はないと思うんですけども、便宜上、そんなにたくさんあるわけでもないですので、していただけたらありがたいなと。また、診療所は仕事の多い中で大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

もう一つ、その出張診療所の関係については、地元の市民の要望なんだろうけども、10時な

ら10時に来やんせよと言いたいですけども、やっぱり月に何回ですか、時間ない中で、早くもうして、早く仕事に取りかかりたいちゅうことなんでしょうけども。そこ辺は、もっとゆっくり来やんせよちゅうことも話しましたんですけども、対処ができるんなら、事務長、何回しかないわけですので、ぜひ病院のほうで1時間なり早目にあけて処置をしていただきたいという要望にしておきます。ありがとうございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

以上で、市民健康課の審査を終わります。御苦労さまでした。

では、職員紹介のため、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時57分休憩

~~~~~

午前10時58分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）本会議に戻します。

△保険年金課の審査

○委員長（江口是彦）保険年金課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の17ページをお開きいただきたいと思います。

定例で報告をさせていただいております短期被保険者証、資格証明書の交付状況については、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ5月末現在を記載してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で、保険年金課に関する事項について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま、当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）いつもこういうデータを出していただいているわけですが、短期証について、短期証が例えば1箇月とか3箇月とか、そういうものが交付されて、そして期限内にまた更新をしなければ、事実上、短期証ではなくなるというか、無資格者っていうか、そういうことになるわけですが。この短期証を、いわば交付期限が、期限が過ぎてもとりに来られないという方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけども、それは、どの程度いらっしゃるんですか。

○保険年金課長（中村 真）グループ長に答弁させます。

○保険年金課主幹兼国保グループ長（前田隆盛）5月末現在のこの時点で、今、おっしゃった未交付者や更新されてない方、411世帯の538人いらっしゃいました。

この対策といたしましては、3月の段階で、3月末に、更新されてないので更新に来てくださいというような文書でのお知らせとか、また短期証の制度についてのお知らせ等も行っているところでございます。

この5月末の411世帯については、5月末で切れている方もいらっしゃいますので、これの半分ぐらいがちょっと保険証がない期間がある方というふうに御認識いただければと思います。

○委員（井上勝博）ごめんなさい、ちょっと今の説明が少し理解できなかったんですが、486世帯の719人が短期証の交付をされている方々で、そのうち期限が来てもとりに来ていない方が411世帯の538人ということなんですが、しかし、5月末なので、実際はその半分の方がという、その説明がよくわからないんですけど。

○保険年金課国保主幹兼グループ長（前田隆盛）5月末現在のデータでしたので、5月末で切れてる方、5月末はどうしても被保険者の状況で二、三日おくれて更新に来られる方とか、かなりいらっしゃいます。なので、ぎりぎりのその5月末で切れている方が132世帯の197人いらっしゃいましたので、この方々は、今度、近期中に更新されてる方になります。なので、先ほどの表現になりました。

○委員（井上勝博）同じく、この後期高齢者医療保険のほうは、どうなんですか。

**○保険年金課主幹兼高齢者医療グループ長**

（山元 茂）後期高齢者につきましては、短期証発行のうち、実際にお手元に保険証が行ってない方が4名いらっしゃいます。うち一人は収監中の方でございますから、あと3人につきましては、受け取り拒否という形で、未交付ということではなく、交付自体はしておるんですけども、受け取り拒否をしている状態になっております。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** よろしいですか。

**○委員（新原春二）** 1件だけお知らせください。

国民健康保険、あるいは後期高齢者医療保険、あるいはまた社会保険、共済保険、そういうのいろいろあるんですけども、全くそういう加入してない方々の把握というのは、こちらでできているんですか。

**○保険年金課長（中村 真）** ただいまの御質問ですが、社会保険は。加入されていない方は、以前も御説明したかと思いますが、国民健康保険に加入することになっておりますので、国民健康保険に入ってもらっしゃるものというふうに考えております。

ただし、やはり、どうしても手続上、社会保険が切れてから国保に手続に来られてらっしゃらない方がいないとは限りませんので、そういった方がおりますけども、そういった方は基本的には、先ほども言いましたように、国民健康保険の該当者ということになりますので、全然、そういった保険がないという方はいらっしゃらないというふうには考えております。

以上です。

**○委員（新原春二）** ほかの保険に加入されていない方は、国民保険の加入者なだけで、要するに保険料を払っていらっしゃらない方がどのくらいいらっしゃるか、そこら辺はどうなのか。

**○保険年金課長（中村 真）** ただいまの御質問ですが、保険料を払ってらっしゃらない方という捉え方もありますけども、我々のほうで具体的にその数字というのは押さえてはおりませんが、どの程度かって具体的に言われますと、ちょっと今の段階ではお答えできないところでございます。

以上です。

**○委員（新原春二）** そこらを把握はできないということになりますと、徴収もできないというこ

とですよ。徴収の手続もできないということですよ。そこら辺の社会保険、あるいは共済保険、あるいは後期高齢者も含めてですけども、そういうものが入っていらっしゃらない方は全部もう国民健康保険ですよ。ちゅうのはよくわかるんですよ。当然、そこに網羅せないかんけども。そこに入ってもうそうなんです。入っていない人は、問題は加入しているんだけど保険料は払えてないということですよ。そこらの数がはっきりしないと、払ってもいい、払わなくてもいいちゅうような状況になってきやせんですかね。そこら辺はどうなんですか。

**○保険年金課長（中村 真）** 75歳以上の方というのは、もう後期高齢者医療制度に必ず移行するようになっておりますので、その年齢以上の方で無保険といいますか、そういった方がいらっしゃるというのは、考えられません。

また、その年齢以下の方で、ただいま言われた方ではございますけども、先ほどから申しますように、社会保険、共済保険に加入されていなければ国民健康保険の加入義務がございます。そういった方で、先ほども申しましたが、手続として若干おくれて国民健康保険の該当者であるけど手続をしてない方がということはいらっしゃると思いますが、そういった方は国保の義務者でもなってきますので、保険料は加入された時点で、その加入地点にさかのぼって課税するということになりますので、そこは保険料を払わないということにはならないというふうには考えております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 先ほどの短期証も資格証もあって、短期証も中身が大変な中身になっているということなんですが、例えば入院、救急車で搬送されたりとか、また入院されて、結局その方がそういう短期証や資格証で、短期証が期限が切れていたりするケースと、そういったのは、こちらで把握できるんですか。そういった、いわば病気が進行してしまって、入院して初めてそこで国保の資格証であったり、短期証であっても期限が切れていたとか、そういうケースといのはあるんですか。

**○保険年金課主幹国保グループ長（前田隆盛）** ただいまのケースは、年間に何件か発生しております。その際は、資格証と短期証の取り扱い、また違うんですけども、まず資格証につい

ては、基本、滞納額の2分の1を納付していただかないと短期証に切り替えないという要綱等がございます。

しかしながら、その緊急やむを得ない特別な事情、今、入院とかそういう分については特別な事情として取り扱いをし、あとの納付の納税約束等をしていただくことによって、その時点で短期の保険証を交付する。ケースにもよりますけれども、基本的には短期の保険証をその時点で交付いたします。

また、短期の保険証で期限が切れている方についても、病院等から連絡が来るケースもございますけれども、医療機関にも迷惑がかかるという部分もありまして、短期証は、基本相談があれば交付をするということになっておりますので、その診療にかかった日にちまでさかのぼった短期証の交付等の対応を行っております。

○委員（井上勝博）福岡のほうで、よく新聞沙汰になるのが、実際に保険料を払えなくて入院ちゅうか、通院するのをできなかったために病気が進行してしまったと。最悪の場合は死亡するケースもあるということが、福岡などではよくあって、そして、それが新聞にも載ったりしてるわけですね。

今、実際、年間にすると数件のケースがあると。それは、通院されなかったがために重篤化したのかどうかということについては、これはわからんわけですね。

ただ、それがどういう状況なのか、年間に何件そういうのがあるのかということについては、データとしてはあると思うんですが、それはまた資料でいただくことができるんですか。

○保険年金課長（中村 真）データでっていうことでございますけど、大変申しわけありませんが、我々としても若干その辺も吟味もさせていただきたいと思いますので、この場でデータを出しますということはお約束できませんが、その辺、今、御質問いただきましたので、今後調べて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（江口是彦）検討よろしく願います。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～

午前11時12分休憩

～～～～～～～～

午前11時13分開議

～～～～～～～～

○委員長（江口是彦）ここで、本会議に戻します。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（江口是彦）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）それでは、市民福祉委員会資料の18ページをお開きください。

臨時福祉給付金について説明させていただきます。

この給付金は、消費税率引き上げに伴う低所得者への影響を緩和するため支給するものでございます。

平成26年1月1日に薩摩川内市に住民票のある方で、平成26年度分の市民税が課税されていない方が対象となります。ただし、市民税課税者に扶養されている方や生活保護を受けておられる方は対象外となります。

支給額は、一人につき1万円です。また、この給付金には加算措置がありまして、高齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者につきましては、一人につき5,000円を加算いたします。申請期間、申請先につきましては記載のとおりですが、郵送でも申請できます。

なお、参考までに6月11日現在の支給対象予定者数等を示しておりますが、実は、昨日、全ての支給対象予定世帯1万7,616世帯に申請書を発送いたしました。

昨日、6月26日現在の支給対象予定者は2万6,114人、加算対象予定者は1万5,240人です。交付金としてお支払する額は3億3,734万円となります。6月25日号の広報薩

摩川内に子育て世帯臨時特例給付金と併せて申請方法、受け取り方法と詳しく掲載しておりますが、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金、この二つの給付金のうち、受け取ることができるのは、どちらか一つの給付金となります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）臨時福祉給付金について説明がありましたが、御質疑お願いします。

○委員（永山伸一）担当課じゃないんですけど、財政がいますよね。

子育てもそうなんだけど、今度、消費税がアップに対してこうやった臨時給付金がありますよ。で、自治体にとっては物すごい事務量なわけですよ。そういった部分の人件費等の財政措置というのはうたわれてるんですね。

○財政課長（今井功司）この今回の給付金の交付対象について御説明させていただきますと、この交付対象となりますのは交付金、直接支払います交付金です。それと準備にかかります、また郵送にかかりますシステムの改修、郵送料の事務費については交付金対象、国から補助対象になりますが、人件費につきましては交付対象外となっております、市の単独と、単独といいますか、財源でという交付になっております。

○市民福祉部長（春田修一）ちょっと補足させていただきます。

人件費の中でも時間外については対象になるところでございます。職員給与については対象にならないんですが、時間外で、勤務した部分については対象という形で、事務費という形で申請は上げるとい形にはなっております。

○委員長（江口是彦）よろしいでしょうか。ほかに御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）では、障害・社会福祉課のほかの所管について、委員の皆さんから御質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）では、以上で障害・社会福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、協議会に切り替えて、職員の紹介をお願いします。

~~~~~

午前 11 時 18 分休憩

~~~~~

午前 11 時 19 分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで、本会議に戻します。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について御説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

薩摩川内市における認知症施策についてでございます。

1 の薩摩川内市の状況でございますけれども、認知症と思われる方の数が、平成 18 年度は 704 名、平成 24 年度は 5,125 名となっております。記載してはおりませんけれども、平成 25 年度は 5,289 名となっております。

この数につきましては、介護認定審査が行われてまして、介護認定訪問調査業務嘱託員が調査を行いますけれども、何らかの認知症を有する者と、俗にいいます認知症自立度 1 以上とした者でございますので、医師の診断による認知症自立度とは異なっております。

また、下の表の米印にありますとおり、平成 21 年度に調査項目等々が改正されたために急増したものと考えておりますが、近年 3 箇年については自然増、大体 5,100 名前後、それぐらいでなっておりますのでございます。

2 の薩摩川内市の取り組み状況でありますけれども、厚生労働省が策定いたしました認知症施策推進 5 か年計画、いわゆるオレンジプランが昨年 4 月からスタートをいたしました。厚労省の推計によりますと、介護が必要な認知症の高齢者は、平成 24 年度の 305 万人に対しまして、平成 37 年には 470 万人に達すると推計をされてお

ります。

また、今後、更に高齢化が進みますと、現在の病院や介護施設、在宅サービスなどの体制では対応できなくなるために、施設介護が基本であったこれまでの施策から住みなれた地域で暮らし続けていけますよう在宅介護へ移行することとしております。

認知症につきましては、根本的な治療は難しい場合が多いですけれども、早期に発見できれば進行を遅らせたり、本人や御家族の生活の質を改善することができると言われております。このために、早期診断、早期対応に向けた医療介護サービスの充実を図ることが鍵となってまいります。

そこで、本市といたしましては、次の（１）から（４）の事業を取り組んでまいります。

まず、（１）認知症施策推進会議の設置でございます。これは、市、郡の医師会、薬剤師会、ヘルパー協議会などの代表者で構成をいたしまして、この後御説明申し上げますけれども、認知症ケアパスの作成や、認知症初期集中支援チームの設立など認知症施策について協議をしていただくことにしております。

なお、第１回目の会議を７月の３日に開催する予定にしております。

（２）でございますが、認知症の人と家族に対するアプローチ、①認知症初期集中支援チームの設置でございます。

資料の２０ページをお開きいただきたいと思います。上の段に概念図を掲載しておりますけれども、複数の専門職が家族などの訴えによって認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族等を訪問し、アセスメント、家族支援、医療機関との連携などを初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うものでございます。県内では、本年度、南大隅町と本市がモデル事業を実施することとしております。

次に、また１９ページのほうですけど、②の認知症ケアパスの作成・普及でございますけれども、また資料は、申しわけございません、２０ページの下段にイメージ図を掲載しております。

認知症のケアパスとは、認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示すものでございます。国においては、平成２６年度、各自治体で普及を目標としているところでございます。

また、１９ページに戻っていただきまして、（３）地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、多職種共働で実施される「地域ケア会議」の普及・定着であります。

現在、市内１２箇所にあります在宅介護支援センターに高齢者宅を訪問し、実態調査を行っております。この結果につきましては、地域包括センターとの圏域担当者会議において、情報は共有化をなされておりますけれども、それぞれのケースを地域の課題といたしまして、認知症の人の支援を行う機関や団体の代表者の方々がお互い連携をして支援を強化したり改善したりするために、本年度から地域ケア会議を実施するものであります。

次に、最後です。（４）認知症地域支援推進員及び市民後見制度の構築でございます。

昨年度から、認知症地域支援推進員１名を本課に配置をいたしまして、認知症の人やその家族等への訪問調査等を実施し、必要としている施策等について把握をしてきているところでございます。

本年度は、市内の在宅介護支援センター等で家族会の実施や、認知症家族後援会などの事業を実施しながら、認知症施策のコーディネートを図ってまいりたいと思っています。

また、一昨年より取り組んでまいりました市民後見制度については、本年度から本格的に薩摩川内市社会福祉協議会に委託を行いました。社会福祉協議会でも機構改革を実施していただき、市民後見制度に取り組む体制が整ったところでございます。

以上、資料についての御説明ですが、今現在、報道等でも認知症の行方不明者等々が言われておりますけれども、薩摩川内市警察署管内では、昨年、これは１月から１２月の間ですけれども、６５歳以上の高齢者の方々が行方不明で捜索願が出された件数が１６件、そのうち認知症と思われる方が１０件でございましたが、皆さんそれぞれ発見をされているところでございます。

以上で、高齢・介護福祉課の所管事務について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦） 今、認知症施策等について説明がありましたが、委員の皆さん、御質疑願います。御質疑ありませんか。

○委員（井上勝博） うちの父も認知症になって、

施設に入所させていただいて。グループホームですので、施設入所というのではないみたいですが、グループホームに入っています。うちの場合は、母がちょっと病弱なもんですから、比較的父の認知症は軽いんだけど、もうけんかをしたら、どちらかがぶっ倒れるというか、倒れるおそれがあるということで、やっぱりグループホームに入ってもらったわけですが、やっぱり、そういうグループホームがあるおかげで、今のところは何とか父も元気であるんですけども。これを、いわば在宅介護にするということになると、比較的軽いと言われているような人たちを帰していくという、在宅にしていくということになるのか、その辺については、どのような目安になっているんですか。グループホームも同じなんですか。グループホームに入っている、やはり在宅のほうに移していくということなんですか。

○介護指導グループ長（白江 剛） 自立を目指すという方向性は特別養護老人ホームや老健、あるいはグループホーム全てについて同じでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） それは、私たちも家族に迎え入れたいというふうには思うんです。しかし、現実、父の認知症がよくなるということは考えられないわけです。今、まだそういう治る薬というのはないわけですね、緩和をする薬はあったとしても、症状を遅らせるという薬はあったとしても、治す薬があれば、私は本当にありがたいなと思うわけですが、ないわけです、そんなんは。

だから、その家族の事情によって、やっぱりそういうことになっているわけで、自立を目指すってもそれができなかったから、そういう結果になったわけでしょう。だから、ちょっとどういうその基準というか、在宅に移していくって言われるけど、どういう基準なのかっていうのがよくわからないんですけども。ただ、自立を目指すって言われてもどういう人を在宅にしていくのかということですね。どうなんですか。

○市民福祉部長（春田修一） ただいまの御質問でございますが、家庭的な事情があれば、その分について、あえて施設とか、そういう施設に入ってもらっしゃる方を在宅に帰すというようなこと等についてはないというふうに私どもは考えております。

ただ、本人さんの希望、あるいは家族の希望がある中で、次の住みかという形で生まれ在り所、そういうところで最期を過ごしたいとか、自宅で介護をしたいという方については、その体制をとっていかないといけないということで取り組んでおるところでございます。

ただ、施設については、先ほどグループ長が話したように、基本的な目標とするところを、やっぱり自立を目指した形での支援をしているんだということ御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 言葉で言うのは、それは簡単だと思うんですね、そういうのは。だけど、実態として、いろんなさまざまなケースというのがあるはずであって、そういうケースの中で、どういうケースについてはどうするとかという細かいものはあるんですか、そういうものが。

○市民福祉部長（春田修一） それについては、国が示している部分についても、家庭の事情等によるというような形になっていると思います。特に、今、介護保険の制度改正の中で、介護3以上の話も出てますが、その中で介護1、2で入っていらっしゃる方についても、家族の事情等によって難しい場合については、それは特別な事情という形でしているところがございますので。一理的な形で画一的な形での判断基準というのは、いろんなケースが考えられますので、そこではないと、一定の基準はないと。

ただ、その家庭の事情等を、今、井上委員がおっしゃいますように、奥さんが、配偶者の方がいらっしゃるって、そこが面倒見切れない。逆に介護のために配偶者の方まで入院とか、そういう部分に陥るような場合であれば、そういう分は、当然参酌していかないといけないケースになるのかというふうに考えております。

○委員（井上勝博） これは自立を目指すということで、何かこう、例えば、今、入所されている方々について、どのぐらい目標を持ってということはあるんですか。それは、政府がそういうふう目標を自治体に持ちなさいというようになってるんですか。そういう自立をさせるという、いわば施設入所を在宅にするという何割ぐらいを目標にするとか、そういうのが政府から言われたりしているんですかっていうことです。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文） 目標設定はされておられません。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

○委員（新原春二）地域ケア会議っていうのが、これから取り組んでいきますよちゅうことであるんですが、また、そういう意味では認知症が特に徘徊のあるような認知については、こういった地域の中できちんと把握をしていかなきゃならないというふうに思っておりまして、それぞれ各自治会なりで、把握をされながら取り組みをされているところもあると思うんですけども。この地域ケア会議の具体的な進め方、あるいは頻度、どういう方々がどのような会議をやって、そういうものがどういう頻度でなされていくのか、そこの辺の実態、わかりますか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）構成としましては、地域のコミュニティの方々、社会福祉協議会、ボランティアの方々とか、警察、介護支援専門員の方々等も含めながら、そういう形で、ケースに応じた形での会議を開いていくこととなると思います。頻度については、そのケースに応じた形での開催になってくるかと思います。

以上です。

○委員（新原春二）非常に大事になってくるんですけども、ケースということが今言われましたけれども、個人的にはケースで、例えばAさんの場合は、どんな認知があって、どのような行動をされるちゅうことも含めて、この中で具体的にコミ協であるとか、あるいはまた自治会であるとかされているので、限之城みたいに大きな1万2,000人もいるコミ協で、それが把握はできるかちゅうのは、なかなか難しいと思うんです。

コミ協はもちろんですけれども、当然、自治会が、これはもう当然主体にならざるを得ないのかなと思うんですけども、そこ辺の社協でありますとか、そういうものに自治会のそういったケアされる方々、あるいは自治会長を含めて、その会議というのが、どこでどういうふうにされていくのかちゅうのが、ちょっとまだ見えてこないんですけども、そこ辺はどうですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）先ほども申しましたけれども、地域包括支援センターのほうで情報を共有化してまいりますので、そこが中心となった形で、圏域担当者会議も含めて、コミ協さんとか地域の方々含め、関係機関団体等に集まっていって会議をするという形になって、それぞれ、今後、その方に対してどのような支援

をしていったらいいのかとか、そういう形の検討をしてまいりたいという形だと思います。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。

○委員（井上勝博）これから進めるものとして、高齢者を、施設も含めて全ての高齢者について、いわば、その一人一人について検討をしていくということになるんですか。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）先ほど申しましたけれども、在宅介護支援センターの方々に、その高齢者の方々なんかの状況等の調査をしていただいております。だから、支援が必要な方々なんかの把握をして、それに対しての検討をしてまいるという形です。

○委員（井上勝博）今、認知症かもしれない在宅の方について、認知症かもしれないという方々の状況を把握すると。今、入所されている方は、もう介護保険制度だとかそういうもので、もう把握しているわけですね。

今は、そういう在宅の方々を把握するという作業を進めて、施設に入っている人たちについては、これさっき言ってたけど、在宅に戻すようなことを言われてたけど、一人一人に検討して、やっぱり在宅に戻すというような、いわばきれいな言葉で言うと自立だけでも、そういうことを進めていくちゅうことなんですか。

○介護給付グループ長（上蘭哲也）地域ケア会議、多分その大枠が見えないと思うので、ちょっと細かく説明をさせていただきたいと思います。

まず、今、市内にある在宅介護支援センターで65歳以上の独居の高齢者の緊急連絡先であるとか、既往症であるとかっていう、そういう情報を調査しております。

本年度から、独居ということではなくて、全高齢者を対象にして訪問調査をしたいというふうに考えております。その訪問調査の中で認知症かどうかって疑いがあるかどうかっていうチェックシートがございまして、そのチェックシートで、最初にそのスクリーニングといいますか、大体可能性があるかないかっていう調査をしていって、その後、可能性がある方については、先ほど課長のほうから説明がありました認知症の初期支援チームというところが訪問に行って、もう一度調査をしたりだとか、家族のほうからの聞き取りをするという、そういう流れを、今考えているところ です。

この地域ケア会議でございますけれども、それぞれ地域によって課題があると思います。地域の見守りができているところ、なかなか人が多くて、そういうのができないところというところがあると思いますので、そういう地域の課題等々もひっくるめて、関係機関の皆さん方に集まってどういう対応をしていいのかっていう、そういう会議を行うのが地域ケア会議という、そういうイメージになります。

それと、井上委員のほうからございました、今、施設に入所されている方も自立ということで家に帰すのかということでございますけれども、そういう考えではございませんで、あくまでも介護保険法の第2条に、「この介護給付を受けるとなった方もできるだけ自立した生活を自宅でできるように」というような文言がございますことから、そういった表現になるというふうに御理解いただければと思います。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前11時41分休憩

~~~~~

午前11時42分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで、本会議に戻します。

△保護課の審査

○委員長（江口是彦）保護課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦）それでは、保護課の報告をさせていただきます。

資料は21ページをお開きください。

平成25年12月に成立し、平成27年、来年4月に施行される生活困窮者の自立支援制度について御説明申し上げます。

1、制度成立の背景は、国の会議資料から、生活困窮に至るリスクの高い層が増加する中、第2のセーフティネットの充実・強化が図られたことが制度創設の基礎としております。

2番目、目的は、自立に関する支援措置を講ずることによる生活困窮からの自立促進であります。

4番、生活困窮者の定義ですが、部長が一般質問でお答えしておりますが、生活困窮に陥る要因には、御承知のとおり、失業でありますとか、多重債務、傷病、障害、引きこもり、あるいは学校の中途退学とか、いろいろと考えられます。

この制度を始めてみないとわからないんですけれども、恐らくそのような要因が複雑に絡み合っていて、そういう方々への支援になるだろうと思っております。

5番の事業ですが、（1）から（2）までは必須事業で、（3）から（5）までの三つが任意事業で制度設計をされているところです。必須事業は必ず行います。任意事業は、どのような手法内容でしていけば利用する方々の自立に結びつくことになるのか、利用者のニーズとかいろいろと予想されます。

これから、いろいろと調査研究してまいります。事業を実施して、来年4月、これがこう事業が始まってからでもいろいろと試行錯誤、そういうことをしながら進めていくことになるんじゃないだろうかというふうに思っているところです。

この事業を実施する組織ですが、保護課の管轄下に置くことを前提に、今、準備作業を進めているところです。制度の内容とか、利用者ニーズに応じていけるような人的配置もしていきたいと考えていますが、一方では、職員削減、あるいはこの厳しい財政運営の中でそういう体制をどう構築していくか、そういうことになっていきます。よい答えが出ていくように関係部局と協議・調整、理解を求めながら進めていきたいと考えております。

事業の費用補助率については、6、費用のとおりであります。

次に、22ページをお開きください。

直近の生活保護の状況について報告いたします。

1番目、保護人員等の年次推移ですが、国は増加の一途をたどっているようですが、本市は、ここ二、三年で見れば横ばい、5年スパンで見れば1割増というふうになっております。

次に、2、相談件数及び申請件数の推移でございますが、相談件数は、ほぼ横ばいで、保護の開始の状況は減少の傾向が見られているようです。

次に、3番目、世帯類型別の推移ですけれども、障害者世帯とその他世帯が増加の傾向に見られます。

この三つの表から考えられますのは、市全体の人口、世帯数は右下がり、減っていく中で、保護者数はふえているということ。それから、委員長の一般質問もありましたけれども、稼働年齢層といわれるその他世帯が増加していること、それから、相談件数のうち、保護開始を始めた以外の方、そういった方々が、ある意味、この生活困窮者自立支援制度の利用者と考えられるのではないだろうかということでもあります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま、2点について当局の説明がありました。

これから質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 大阪府豊中市というところに行って、これは委員長も一般質問で取り上げられて、行く前と聞いたときの全然こう考えていたことと全然違っていたということで、豊中の場合は、例えば水道代が払えないという家庭を事前にキャッチすると。それを、水道だけじゃないでしょうけども、いろんなところで支払いができなくなってしまったとか、困窮しているみたいだとかっていう情報が集中する課があって、そこに集中されて、そういった方に対しての支援を始めると。

もう一つ驚いたのは、就職をあっせんする際に、ハローワークとは別に自分たちで、いわばデータベースを持っていて、その人と合ったところをつなぎ合わせると、雇用を促進していくということまでやっているということを知り、すごくびっくりしたわけですが、これを、いわばモデルになるのかと思うんですが、しかし、これは今さっき言われたように、生活保護課でできるような、そんな仕事ではないとか、大変な仕事だというふうに思うんです。生活保護の業務さえも大変なのに、これをやるとなるとパンクするというか、いうのがあるだろうし、もう一つ考えられるのは、やっぱりその生活保護を受けに来た方の対応が意識しなくても、この人はまだ働けるとする人について生活保護の申請をされるのを、本当は申請権

ちゅうのがあって本人が申請すればちゃんとしなくちゃいけないとなってるわけですけども、やっぱり知らないですから、みんな、申請権ちゅうのは。やっぱり、窓口で話をする中で、生活保護はまだ受けないで頑張りますみたいなふうな形で、こっちのほうで支援するということになると、いわば窓口で水際作戦というふうによく言われますけども、そういったことが意識しなくても、何かその仕組みになっちゃうとか、そういうような危険性もあるのかなと、同じ生活保護課でこの仕事をするとしたらですよ。

その辺の心配ちゅうのは、どうなんですか。

**○保護課長（小原雅彦）** まず、組織の考え方ですけれども、今、この新しい制度は生活保護に入る前の方々、今、保護課でやっているのは生活保護に結局認定された方々ですので、まず、そこできれいに線が別れます。

組織の考え方ですけれども、今のところ、うちのケースワーカーはもう80ぐらいのケースを持って、非常に困難なケースの対応に日々迫っておりますので、恐らく、この新しい制度のこの方々への支援というのは、多分、もう別なチームとか、そういうふうにして、組んでやらざるを得ないだろうなというイメージを、今、持って準備を進めているところです。

それから、申請の考え方ですけれども、おっしゃるように保護申請権ちゅうのは必ずございます。「俺は保護の申請しに来たんだ」という方を、「いや、それは待ってくれ」ということは、まずできませんので、基本的にはちゃんと交通整理ができるような窓口のつくり方っていうか、いうふうにしていきます。

ただ、保護の申請に来ました。だけど、いろんなこと聞いて、「これは保護にならないよね」という方もたくさんいらっしゃるわけです、条件ありますから。それは、「もうあんたらもうよか」と。

でも、こういうふうに、例えば生活困窮制度というのがありますと、こういうのはどうですかというようなアプローチの仕方というのはできますので、そういう連携をきちっととっていきますけど、窓口自体は、やはり保護申請権侵害しないように、きれいに整理していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）その仕組みづくりには、どうしてもやっぱり増員するか、もしくは、やっぱり完璧に少し独立させるとするか、そういうふうにしていかないと、生活保護の８０人ぐらいを皆さん見ていらっしやって、これ以上ふやしたくないという思いはどうしても出てきますよ、やっぱりね、これ、大変だから。ふやしたくないなという気持ちってというのは、どうしても出てきます。

そういったときに、やっぱり意識しなくてもいろいろ話をする中で、これは違うなと、本当は申請された後にいろいろ調査するという仕事をせないかんのだけど、ここは本人が納得して帰っていただいたというような形にするっていうことに、やっぱりなってしまうんじゃないかと。それだけの体制がないと、大変だから、生活保護自体が、業務が大変だからそうになってしまうんです。

だから、私はやっぱりこういう仕組みをつくるのであれば、別の、やっぱり課を設けるなりというような形にしなければ無理がくるんじゃないかというふうに思ってるわけですけども、その辺は部長の見解ですかね。

○市民福祉部長（春田修一）御指摘の分については、私どもの部内の中でも関係課を寄せましていろいろもんでいるところでございます。

おっしゃいますように、組織、今回の国がイメージしている分については、全国で、今、モデル的な形で走っているところがございますが、そこを調べた場合でも、特異な例で、特異な例という言い方は悪いんですが、今、委員がおっしゃいますように、新たな課を新設してるところもございます。あるいは、保護課の中でやってるところもございます。あるいはまた、別の社会福祉という概念でやってるところもございます。豊中みたいに市民協働と申しますか、雇用まで含めたところでやってるところもございます。

国としては、それを直営であろうが、どこを構わない、委託をかけても構わないと。その地域の実情に合った形で実施してほしいというような形で、どこでしなさいというようなことまでは示してないところでございます。

ただ、業務量については、先ほど課長のほうからも出ましたように、かなりの業務量が出てくるだろうと。掘り起こしという言い方は悪いんですが、アウトリーチとか、あるいは伴走型とかいう形で、そこの方に付き添った形での支援を国のほ

うとしてイメージをしておりますので、そういうことからしますと、かなりの業務量が発生するだろうというようなことを考えておりますので、それに応じた体制がとれるように、今、検討を進めております。

今後、行政改革推進課あるいは総務部という形で、企画政策部やら総務部のほうとも協議をしながら適正な形で運営できるような人員配置等を行うとともに、窓口についても保護申請権の侵害にならないような体制を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（江口是彦）ほかに。

○委員（今塩屋裕一）参考までに聞かせてもらいたいんですけど。障害手帳、障害者から生活保護にという方、高齢化も進んできてますし、やっぱり病院代とか、合併症、いろんな持病を持っている方がいらっしやって、そういう障害者から生活保護になられた方っていうのが、ちなみにどれぐらいいるのかわかれば教えてもらいたいですけど。

○委員長（江口是彦）わかりますか。

○保護課長（小原雅彦）障害が原因で、結局手帳を申請する方、生活保護を、例えば今から始めましょうと、障害が原因で始めましょうという方が、どういう流れで手続にいられた方というのは実際は把握しておりませんが、平成２４年度中に、結局、傷病ですね。そういう形で手帳を、それが、体が具合が悪くなって、生活保護を申請しゅうか開始した人ちゅうのは３３世帯です。保護を始めた人が１０３件ですので、１０３件のうちの３３世帯が傷病です。恐らく、だからそれが障害というか手帳、うち手帳はちょっと、すみません、わかっておりません。

○委員（今塩屋裕一）わかりました。ありがとうございます。

○委員長（江口是彦）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）では、以上で保護課の審査を終わります。

お疲れさまでした。

ここで休憩いたします。

再開はおおむね午後１時といたします。

~~~~~

午前１１時５６分休憩

～～～～～～～～～～

午後 0時59分開議

～～～～～～～～～～

○委員長（江口是彦）休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課に入りますが、職員紹介のため、協議会に切り替えます。

～～～～～～～～～～

午後0時59分休憩

～～～～～～～～～～

午後1時 開議

～～～～～～～～～～

○委員長（江口是彦）本会議に戻します。

△子育て支援課の審査

○委員長（江口是彦）子育て支援課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦）付託された議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、市民福祉委員会資料の23ページをお開きください。

子育て世帯臨時特例給付金の進捗状況でございます。

まず、趣旨といたしまして、消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものであります。児童手当の上乗せでなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものであります。

次に、支給対象者については、1月分の児童手当の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方、ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護を受けていらっしゃる方を除きます。

支給額につきましては、支給対象児童お一人につき1万円です。

周知方法につきましては、広報紙、FMさつませんだい等で行いまして、1月分の児童手当該当者に申請書を7,192通発送いたしました。受付期間は今月10日から12月の9日までです。受付場所は本庁、もしくは各支所地域振興課で行っ

ております。

受付状況につきましては、6月10日から16日までの5日間で3,015件です。

なお、一昨日の6月25日現在で、5,335件の申請書を受け付けております。

今後の支払予定ですが、審査が終了したものから随時支払う予定で、1回目は7月16日を予定しておりまして、以後月2回の支払いを予定しております。

続きまして、24ページをお開きください。

子ども・子育て支援新制度に関するスケジュールについて御説明申し上げます。

まず、上段をごらんください。子ども・子育て支援事業計画の作成等に関する事を審議していただく子ども・子育て支援会議についてです。本年度は6月5日に1回開催しております。

審議内容につきましては、事業計画の量の見込みの報告等を行いました。次回は7月下旬を予定しておりまして、計4回開催する予定でございます。

次に、認可運営、支給認定について市の条例を定める必要がございます。昨年9月に、当委員会において、条例の提案時期を6月議会として御報告いたしておりましたが、国の基準案が示されたのが、予定より1箇月遅れの4月30日でございました。このことによりスケジュール調整を行う必要が生じたので、議会への提案を9月議会とさせていただきたいということを、まず御報告申し上げます。

なお、県内各市におきましても9月議会に提案する予定とのことでございます。

それでは、認可・運営に関する事についてです。

運営に関する基準として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例がございます。家庭的保育事業等とは、従来の認可保育所の枠組みに加えまして、少人数の単位でゼロから2歳児の子どもを預かる地域保育事業が市町村認可事業として設けられることになりました。これで条例の制定の必要がございます。

次に、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例があります。新制度では、教育・保育の質を確保するために、教育・保育施設等の利用定員や運営基準の適格性を市が確認する制度が設けられ、市町村の確認を

受けた教育・保育施設及び家庭的保育事業等が給付の対象となります。したがって、教育・保育施設等の確認を行うに当たり、国の基準を踏まえ、条例を制定する必要があるとございます。

次に、支給認定に関するところで、保育の必要性の認定に関する基準を定める条例があります。従来ありました薩摩川内市保育所における保育に関する条例を来年度末をもちまして廃止する予定でございます。新たに制定するものであり、従来、就労等「保育にかかる要件」に該当する場合に保育所の利用ができましたが、DVのおそれがあると社会的に子どもの保護が必要な場合も保育所及び幼稚園等を利用できるようにするものでございます。

また、地域子ども・子育て支援事業といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める必要があります。国が基準を示しておりますので、国の基準に準拠する形で考えております。

以上、四つを9月議会にお諮りする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、費用と利用者負担についてですが、国からまだ正式な情報が出ておりませんので、予定といたしましては、来年3月の議会に制定をお願いする予定でございます。

以上、子ども・子育て新制度に関するスケジュールの報告を終わります。委員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（井上勝博） この家庭的保育事業ということについて、今ちょっと説明ありましたが、でも、保育所とは違う制度ということになるわけですね。その保育所と違う制度で、その保育所とどこがどう違うのかという大きな点はどこですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 保育所は、今度の新しいので20人以上の定員ということになるんですけど、家庭的保育事業というのが四つほどに分かれると思います。5人から15人の形態の施設が一つ、小規模なやつですね。それから、5人以下の小規模なやつと、それから、マンツーマンみたいな形で、1対1で預かるような制度、そういうような形で細かくいろんなところでニ-

ズが出てきたもんですから、ゼロ歳から2歳児っていうのは、なかなか保育定員がカバーできないところがあるもんですから、そういう少人数のをつくって保育ができるような形ということで、国のほうが示しております。

以上です。

○委員（井上勝博） 保育所で働く方は保育士の資格を持っている方なんでしょうけど、こういう家庭的保育っていうのは、いわば一人からでもできるということになれば、ベビーシッターみたいな、そういうことになるのかなと。そうすると、その資格的なものというのは、どういうふうな資格になるんですか。

○子育て支援課長（知識伸一） 今の保育士と同じ形になるんですけど、新しい制度で各市町村で決めなさいっていうことで、今、子育て会議で決定して、今のその保育所と同じような条件になると思います。

○委員（井上勝博） じゃ、資格は保育士であると。しかし、1対1ということだと、少人数になると、この経営的に設備をつくってということでは成り立たない面が出てくるんじゃないだろうかと。いわば、設備的なものの基準というのはどんなのですか。

○課長代理（西田光寛） 御質問の、今一番小さな形では、都会で今やってる保育ママっていう制度がございます。それはもう場所を各家庭で保育士の免許を持った御家庭で少ない人数を3人ぐらいいまで、一人につき3人ぐらいいまで見ると、資格を持った人が。

その上のランクになりますと、小さな、この辺で言ったら認可外保育所並みぐらいの規模のところが、ある程度の保育士さんを雇って、その一人当たりの面積とその辺の基準を全部クリアされれば、その小規模事業所ということの認可を受けられると、そのような制度になっております。

○委員（井上勝博） いわばベビーシッターで、ちょっと前に、インターネットで預けたところが大変な事故になったというニュースがあったわけですが。こういう、いわば各家庭でその少人数ということになると設備の要件というのがないわけで、その辺の安全性というか、そういうものっていうのが確保されるという保障というのはあるんですか。

○課長代理（西田光寛） 確保の面につきまして

も、研修等を必ず受けてというふうな基準になっているようですので、その辺もうちょっと、今、鹿児島県内でやっている箇所は今のところないんですけれども、もし、そういうことで実施される場合が出てきた場合は、その辺の危険性も十分考慮しながら、その辺の対策は練りたいというふうに思っています。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑はありませんか。

○委員（今塩屋裕一）参考までに聞かしてもらいたいんですけど。兄弟で保育園に入っている、兄弟でも別々の保育所に入っているってところがある件数っていうのは大体わかりますか。

○子育て支援課長（知識伸一）すみません。今ちょっと資料を持ち合わせておらんもんですから、後ほどまた御回答する形で回答させていただきます。

○委員（今塩屋裕一）子育てを、育てる保護者の方々の声で、やっぱり同じ保育園に入れたいと。もちろん、待機児童で相当多いと思うんですけど、同じ保育園じゃないと運動会もまた違ってきたりもするし、共働きというのもあって、そういった面で、金額面も相当共働きで、やっぱ5万円以上超えると、相当きついという声がありますから、できれば同じ保育所でそういったのができないかなと思ひまして、そういうのを特に優先して入れられないかなと思ひまして。

○子育て支援課長（知識伸一）保育料につきまして、お一人目、それからお二人目、3人目っていうことで、どこに保育園に入られても金額はもう同じになります。

ただ、園が違いますと、やっぱりその他いろんなもろもろは多少出てくると思ひますので、御意見承って、またいろいろ検討してみたいと思ひます。

○委員長（江口是彦）待機児童等の関係もあって、今の実態調査はぜひ行ってください。そういう実態が、今塩屋委員のそういうあれがあるのかも含めてお願いします。

ほかに御質疑はありませんか。子育て支援課全般にわたってでよろしいですけど、よろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

御苦労さんでした。

これで全ての審査を終わりましたので、当局の皆さんには、部長さん初めお疲れさまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（江口是彦）以上で、日程の全てを終わりました。

委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱いをいたします。

ここで、協議会に切り替えて、二、三御協議願いたいと思います。

~~~~~

午後1時14分休憩

~~~~~

午後1時25分開議

~~~~~

○委員長（江口是彦）ここで、本会議に戻します。

△現地視察の取扱い

○委員長（江口是彦）今、協議会の中でいろいろ御検討いただいた、産業廃棄物の管理型最終処分場の視察の件については、委員長、事務局に御一任を、調査内容を、時期ですね。

○委員（永山伸一）1点いいですか、その件について。私も調査するのはやぶさかじゃありませんので、ただ、9月にはもう完成ということですので、完成後で十分いいんじゃないかなと私は思ひますけど。ここには、平成26年の9月としてあるんで。完成後ですよ。今、完成前に行っても、もう資料はずっともらってますんで、工程から何から。完成後、その竣工式するんでしょうけれども、とりあえずでき上がったのを調査という形で私はいいいんじゃないかなというふうに思ひますけど、いかがですか。

○委員長（江口是彦）はい。

○委員（永山伸一）完成したのを見たほうが、何か完成前、あったとこがという部分もあったんで、ここで全部資料はいただいていますんで。一応、委員長、副委員長に、事務局にも一任はしますけど、そこら辺十分御検討いただければと思います。

○委員長（江口是彦）日程とか調査内容を、私

たちの委員会の閉会中の審査ももう9月議会以降はなかなかできないと思いますので、その辺も考慮しながら調整したいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、あと一点は、包括支援センターの訪問と、どこか老人施設を視察したいということ。そしてもう一つ子育て支援課との関係で現場の声を聞く、そういう意見交換会なり、何か意見を聞く場所を設けるということで、これも担当課と調整しながら皆さんにお諮りしたいと思いますので、委員長、事務局等に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）では、御異議がありませんので、そのように決定をしました。

---

△閉会中の継続調査

○委員長（江口是彦）閉会中の継続調査については、お手元に配付のとおり議長に申し出たいと思いますのが、御異議ありませんか。（資料を巻末に添付）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）異議がありませんので、そのように決定をしました。

---

△閉 会

○委員長（江口是彦）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでした。



## 【巻末資料】

閉会中の継続調査について





閉会中の継続調査について

| 市民福祉委員会 |                     |
|---------|---------------------|
| (調査事項)  |                     |
| 1       | 戸籍及び住民記録等に係る諸証明について |
| 2       | 健康増進について            |
| 3       | 地域医療について            |
| 4       | 環境保全について            |
| 5       | 産業廃棄物管理型最終処分場について   |
| 6       | 社会福祉事業について          |
| 7       | 障害者支援について           |
| 8       | 高齢者支援について           |
| 9       | 子育て支援について           |
| 10      | 国民健康保険について          |
| 11      | 介護保険について            |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦